

# 補助金等の見直しに関する答申

平成17年9月

小田原市補助金等検討委員会

## はじめに

小田原市補助金等検討委員会は、補助金等の適正な執行と透明性を確保することによる効率的な財政運営を図るとともに、市民社会との協働、市民との役割分担を踏まえた補助金等のあり方を見直すことを目的に、平成 17 年 6 月 3 日に設置されました。当委員会は、補助金等に関する小田原市で初めての外部の検討組織として、小田原市長から委嘱された 10 名の委員により構成され、次の 3 項目を主な検討課題としました。

- (1) 補助金等制度のあり方に関すること
- (2) 補助金等の適正な執行を図るための具体的方策に関すること
- (3) その他補助事業に関すること

当委員会では、これまで 9 回の会議を開催して、補助金等の交付を受けている主な補助対象事業についてのヒアリングを実施するなど、小田原市の補助金等の現状把握、問題点についての検討を重ねてきました。その結果を踏まえ、今年度交付されている補助金等についても、今後も維持すべきか否かについてまで踏み込んだ議論をし、その具体的な方向性をも示しています。

今後、分権型社会を迎えていく中で、市民相互の信頼と協力の社会的ネットワークで支えられる市民社会の実現が都市小田原の成長、発展の鍵となります。そして、そのような地域社会が成熟していくためには、市民活動の活性化とその豊かさが不可欠であることから、地域社会の新しい可能性が切り拓かれていくよう、市民の誰もが納得でき、行政と対等の立場で主体的に活用できる補助金制度の創設について提案しています。

小田原市における平成 18 年度の予算編成に活用していただくため、補助金等の方向性、新たな補助金制度の創設などについて言及した答申をここにとりまとめました。

本答申の趣旨を十二分に尊重していただくことを切望する次第です。

平成 17 年 9 月

小田原市補助金等検討委員会

< 小田原市補助金等検討委員会 >

平成 17 年 9 月 14 日現在

委員長	吉田 民雄	(東海大学政治経済学部教授)
副委員長	鎌田 哲成	(弁護士)
委員	秋山 盛次	(小田原市民生委員・児童委員協議会会長)
	新井 恵美子	(エッセイスト)
	石田 武	(小田原商工会議所副会頭)
	大田和 俊彦	(公認会計士)
	下村 則雄	(コンサルタント)
	高橋 雄子	(小田原市赤十字奉仕団委員長)
	都築 融光	(神奈川県保育会会長)
	富川 正秀	(小田原市自治会総連合会長)

(敬称略、役職別五十音順)

< 審議の経過 >

回数	開催年月日	内容
第1回	平成17年6月3日	1 小田原市補助金等検討委員会について 2 委員長及び副委員長の選出について 3 今後のスケジュールについて 4 補助金の概要について (1) 補助金の基本的なあり方 (2) 過去の見直しの取り組み (3) 現在の補助金の交付状況
第2回	平成17年7月15日	1 小田原市の財政状況について 2 補助金の概要等について (1) 補助金の交付の流れ (2) 補助金の概要
第3回	平成17年7月21日	1 ヒアリングについて (1) 実施概要 (2) 聞き取り事項 (3) ヒアリング ア 小田原市観光協会 イ 財団法人小田原市体育協会
第4回	平成17年7月29日	1 ヒアリングについて (1) 概要 (2) ヒアリング ア 小田原市社会福祉協議会 イ 社団法人小田原医師会
第5回	平成17年8月4日	1 ヒアリングについて (1) 概要 (2) ヒアリング ア 小田原市自治会総連合 イ 小田原市保育会
第6回	平成17年8月8日	1 ヒアリング結果の検証について
第7回	平成17年8月23日	1 ヒアリング実施結果の反映について 2 1千万円以上の補助金等の検討について
第8回	平成17年8月30日	1 すべての補助金等の検証結果について 2 答申案について
第9回	平成17年9月14日	1 1千万円以上の補助金等の再検証について 2 答申案について

## 目次

### < 本編 >

1	補助金等を取りまく環境	
	(1) 関連法令等	1
	(2) 現状	1
2	補助金等の検討、見直しの考え方	2
3	補助金等制度の本来あるべき姿	
	(1) 透明性、公平性の確保	2
	(2) 説明責任の履行	3
	(3) 交付団体等の自立の促進	3
	(4) 補助の対象となる事業及び金額の明確化	4
	(5) 補助対象事業における効率化	4
	(6) 外部組織による定期的な検証	5
4	補助金等の事務手続におけるルール	
	(1) 申請及び選定、交付	5
	(2) 実績報告及び内容確認	6
5	既存の補助金等の検討の視点	7
6	(仮称)まちづくり・地域づくり市民協働補助事業枠制度の創設	
	(1) 運営方式	9
	(2) 時期と要件	10
	(3) 行政の参加	10
	(4) 将来的な検討事項	10
7	見直しの結果	
	(1) 合理化効果	11
	(2) 各補助金等の検討結果	12

### < 資料編 >

資料1	：補助金等一覧	22
資料2	：経過年数別集計表	27
資料3	：補助金額別集計表	28
資料4	：担当部局別集計表	29
資料5	：ヒアリング実施団体意見書	30

# 本 編

## 1 補助金等を取りまく環境

### (1) 関連法令等

現行法令等では、次のとおり、憲法や地方自治法の規定にあるように、公金を補助金等として交付するにあたっては「公」を担うに足る公益性が求められ、客観的にも認められる必要があります。

#### 【日本国憲法第 89 条】

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

#### 【地方自治法第 232 条の 2】

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

(行政実例：昭 28.6.29)

公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、公益上必要であるかどうかの認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。

### (2) 現状

小田原市の補助金等の現状を分析すると、次のとおりです。

- ・ 10 年以上補助しているもの(不明を含む)が、164 件(全体比 69.49%)、1,643,204 千円(同 79.54%)となっています。
- ・ 補助金額をみてもみると、10,000 千円までのものは、件数は全体比 83.05% (196 件)を占めていながら、合計の補助金額は同 14.37% (296,817 千円)しか占めていません。その一方で、10,000 千円を超えるものは、件数は同 16.95% (40 件)ながら、合計の補助金額は同 85.63% (1,769,159 千円)を占めています。

対象となる補助金等(平成 17 年度当初予算ベース)

236 件 2,065,976 千円

経過年数別集計 ... 資料 2 のとおり

補助金額別集計 ... 資料 3 のとおり

担当部局別集計 ... 資料 4 のとおり

資料 1 のとおり

## 2 補助金等の検討、見直しの考え方

補助金等の検討、見直しにあたっては、次の考え方が基本となります。これは、今後、補助金等制度を運用していくにあたって基本となるべきものです。

【基本的な考え方】 補助金等の財源は公金であり、それは市民の税金により成り立っている。

税金により成り立っているという理解に基づいて、交付される側の意識も交付する側の意識も形成されるものであり、合理性の判断や交付の事務手続等にも反映されるべきです。

毎年交付されるという惰性的な意識、既得権益の排除

10年以上交付されているものが約70%（件数ベース）を占めていることから分かるように、毎年継続して交付されることが当然の感覚となっていることも否定できません。このような惰性的な意識や既得権益を排除していくことが必要となっています。

行政の前例踏襲型による交付の見直し、行政のチェック機能の強化

交付される側と同様、交付することに対する惰性的な感覚のもと、予算編成段階、事業実施段階のいずれにおいても前例踏襲に基づく判断があることが推測され、費用対効果の視点からの対象事業の評価、前例にとらわれない公正、公平な審査、検証が求められます。

市民の納得のいく仕組みの構築、不合理な補助金等の見直し

市民の理解の得られる、納得のいく仕組みの構築と同時に、財政運営上の観点から、不合理な補助金等、つまり市民の理解、納得の得られない補助金等の見直しも求められています。

## 3 補助金等制度の本来あるべき姿

補助金等は市民の貴重な税金により成り立っていることを鑑みると、補助金等の制度は、本来、次のとおりであるべきだと考えられます。

### (1) 透明性、公平性の確保

市民等から成る第三者機関による選定、審査

市民の財布である公金から補助金等として様々な事業や団体等に支出されることから、その運用には高い透明性、公平性が求められ、その当事者である市民等による補助対象の選定、補助効果の検証等が行われる必要があります。

#### 交付希望団体間の企画や効果等による競争とその公開

選定の過程において、企画や効果の競争がなされることにより、その有効性や効率性が高められるとともに、それを公開することにより、その透明性、公平性が高められます。

### ( 2 ) 説明責任の履行

#### 補助対象事業の成果に対する説明責任

行政は、補助する合理性が認められるとして補助金等の交付決定をした説明責任だけでなく、その補助対象事業の実施後の成果についても説明責任を果たす必要があります。

#### 「市 市民」のみではなく「交付団体等 市民」の説明責任

補助金等を交付するという決定をした行政は当然ですが、税金から成り立っている補助金等の交付を受けた交付団体等も、市民に対して一定の説明責任を果たす必要があります。

### ( 3 ) 交付団体等の自立の促進

#### 自主性、主体性の原則、自己決定、自己責任の原則

団体等の活動は、本来、自主的、主体的に行われるものであるとともに、それには自己決定、自己責任が伴うことは当然であり、団体等の事業は独自の負担により実施されることが求められます。

#### 補助金等の交付を受けることに対する自覚の喚起

補助金等は税金により成り立ち、自立するまでの期間のみ交付されるものであるという自覚が、これまでは少なからず欠如していたように思われます。その意識を喚起することにより、本来独自の財源により活動すべき交付団体等の自立に繋がっていくことが期待されます。

#### 終期を定めたサンセット方式の導入、徹底

交付する補助金等に、一定期間(3 年程度)の終期を設定し、それを的確に機能させることにより、補助金等の交付の終了、または終了予定ということを契機として、交付団体等の自立を促していく必要があります。

## ( 4 ) 補助の対象となる事業及び金額の明確化

### 事業実施に対する補助の原則

補助の目的とその成果を明らかにするため、補助金等の交付は、原則として、事業実施に対するものとすべきです。

### 明確な算出根拠に基づいた補助金額の積算

補助金額の積算については、これまでの経緯の中で曖昧になっているものや後付けの算出根拠に基づくもの、総額による補助でその根拠が明らかでないものなどがあるように思われます。適正な額を補助するためには、明確な算出根拠、積算方式が求められます。

### 団体運営に対する補助の明確化とその制限

団体運営に対する補助とは、団体を運営していくために必要な事務局の person 費や消耗品等に係る経費に対する補助となりますが、本来、団体の運営は独自の財源に基づくことが必要であり、補助は事業実施に対するものが原則であることを鑑みると、自立するまでという目的の中で、必ず 3～5 年の期限を定める必要があります。

## ( 5 ) 補助対象事業における効率化

### 補助対象事業における委託業務への競争原理の導入

最少の補助金額で最大の効果を上げるために、補助対象事業において実施される業務委託について、競争原理が的確に作用する仕組みを整え、補助対象事業の効率化を促す必要があります。

### 事業収益を高める取り組みの喚起

収益性の高い事業については、本来、補助金等に頼ることなく、独自の事業収益により実施していくことが求められるので、事業収益を高めるための取り組み、独自の収入を確保する取り組みが十分になされる必要があります。

## (6) 外部組織による定期的な検証

市民等の外部(市職員以外)の視点による補助金等の仕組み、個別の合理性の検証

第一義的には市による適正な運用が継続されることが望ましいことですが、年を経ることにより歪みが発生することが懸念されますので、交付、確認等の仕組みや個別の補助金等の合理性などを、本委員会のような市民等の外部の視点で定期的に検証することにより、補助金等の適正な運用が確保されることが望まれます。

## 4 補助金等の事務手続におけるルール

補助金等に関連した既存の事務手続を踏襲していく部分についても、これまでの考え方を踏まえ、次のルールにより運用が図られるべきであると考えられます。

### (1) 申請及び選定、交付

【交付される側】 補助対象事業における成果目標の設定

補助を必要とする事業について、その申請にあたっては、目的、事業計画、収支予算のみではなく、指標を設定して、対象事業を実施することによって想定される成果とその目標(業績目標等)を示すことが求められます。

【交付する側】 担当課、担当職員による選定、交付等の公正、公平な判断

過去の経緯や団体等との関係にとらわれることなく、公益上、補助することが合理的であるか、補助金額が適正であるかなど、市の担当課、担当職員が、補助金等の基本的なあり方を踏まえ、市民の目線で公正、公平に判断することが求められます。

#### 交付基準の明確化

補助する合理性、補助金額の適正性など、その補助金等を交付することが合理的であるかどうか、さらには市民に恩恵を与えるものかどうかについて、判断する基準を明確にする必要があります。

#### 申請書とそれに明示する事業計画及び収支予算の様式の工夫

対象事業の内容や収支予算はもちろんのこと、想定される成果やその目標などの判断項目を洩れなく把握できるよう、申請書及び明示する事業計画と収支予算の様式を作成し、活用する必要があります。この作業こそ、対象事業で何を達成しようとするのか、そのシナリオ作りには欠かせません。

## 市民への公表

交付した補助金等の合理性などについて、市民自身がモニタリングできるよう、補助対象事業の審査、選定、交付の過程を明らかにする必要があります。

## (2) 実績報告及び内容確認

### 【交付される側】 交付団体等による自己評価

補助金等の交付による成果を、行政が検証するのみではなく、交付団体等が自己評価することにより、自覚の形成や自立の促進に繋げる必要があります。

### 【交付する側】 担当課、担当職員による実績等の公正、公平なチェック

補助したことが合理的であったか、補助金額は適正であったか、使途が正当であったかなど、市の担当課、担当職員が、補助金等の基本的なあり方を踏まえ、その実績等を市民の目線で公正、公平にチェックすることが求められます。

## 補助対象事業の成果の把握、検証

補助の合理性等を検証するにあたっては、交付団体等の成果目標の達成度、対象事業の実施による客観的な満足度の測定など、その成果を的確に把握することが求められます。

## 実績等のチェック基準の明確化

対象事業の実施内容やその成果など、補助金等を交付した事業の実績をどのように把握、確認するかについて、チェックする基準を明確にする必要があります。この結果を反映することにより、以降の対象事業の発展が期待されます。

## 実績報告書とそれに明示する事業報告及び収支決算の様式の工夫

対象事業の実施結果や収支結果はもちろんのこと、事業実施による実質的な成果、成果目標の達成度などの判断項目を洩れなく把握できるよう、実績報告書及び明示する事業報告と収支決算の様式を作成し、活用する必要があります。

## 市民への公表

市民に対して補助対象事業の成果などを明らかにすることにより、その事業が市民自身にとって価値のあるものであったかを判断できるとともに、行政においては、その成果により、補助対象とすることとした説明責任を果たすことができます。

## 5 既存の補助金等の検討の視点

平成17年度当初予算に計上されている補助金等について、行政と市民社会の役割分担を再構築することを見据え、補助金等の基本的なあり方など、これまで抽出された視点に基づき、次のとおり検討することとします。

### 継続することが認められるもの

市の代替的、補完的な役割を果たしているもの

本来、市が実施すべきことを、代わって、あるいは補って実施している事業であるため、その合理性は認められます。

市の政策目的を達成するための施策などによるもの

市の政策目的を達成するための促進等の事業であるため、その合理性は認められます。

その他、広く公益性が認められるもの

広く公益性の認められる団体等の自主的な事業に対して支援、奨励するものであるため、その合理性は認められます。

### 負担金的要素により継続されるもの

国あるいは県の補助メニューにより財源が充当されるもの

国あるいは県の制度のもとで運用されるものであり、市の負担する部分として支出されるとともに、財源の効率的な活用が可能となるものです。ただし、今後、事業の是非そのものについて検討することが求められます。

関係市町村により補助金等の負担が分割されるもの

それぞれ関係する市町村により、その妥当性のもとに補助金等を応分の比率により負担するものであり、広域的な対象事業に対応するものです。

### 廃止することが望ましいもの

補助対象事業の繰越金額が補助金額を上回っているもの

繰越金により補助金額分を充当できることから、少なくとも翌年度は補助する合理性に欠けています。

団体等の各種記念事業に対するもの

節目を記念する団体等にとっての独自の事業であることから、基本的には補助する合理性は認められません。

補助金等交付の当初の目的を達成したもの

当初の目的を達成した補助金等を交付し続ける必要性はなく、補助する合理性は認められません。

補助の目的と実際の使途、内容がかけ離れているもの

補助する目的と、補助対象事業の内容やその使途が合致しないものについては、根本的に補助する必要性は認められません。

団体等が、本来、独自で負担すべきもの

収益性の高い事業の実施に係る経費や特定の職業、事業者の総括的な団体等の運営に係る経費など、本来、独自の負担により実施すべきものについては、補助の合理性は認められません。

公益性や補助期間などの要因により、自立を促すべきであるもの

公益性の及ぶ範囲が限定され、補助期間が長期に渡るものなどは、本来、既に自立しているべきであるため、それを促す意味からも補助の合理性は認められません。

補助金等の交付以外の方法で実施すべきもの、または対応が可能なもの

本来、委託事業で実施するもの、民間事業者等による代替機能があるものなどは、基本的にはその補助金等の交付以外の方法(対象事業の委託化など)で目的の達成が図られるべきです。

#### 削減することが望ましいもの

関係市町村による補助金等の負担の分割が応分の比率によらないもの

関係市町村で補助金等の負担を分割するものについては、その割合が人口比などの応分の比率によらない場合、そもそも負担が分割されていない場合など、適正な負担に是正するよう調整が求められます。

補助対象事業に不合理な支出が含まれるもの

前述の廃止に該当するような不合理な支出は補助対象事業に含まれるべきものではないため、それに該当する部分の補助金等の合理化が求められます。

#### 統合、メニュー化することが望ましいもの

統合、メニュー化することにより、弾力的、効果的な活用が可能になるもの

それぞれの補助金等が独立しているために、弾力的、効果的な活用が妨げられているものは、統合、メニュー化することにより、その弊害を発展的に解消することが望まれます。

## 6 (仮称)まちづくり・地域づくり市民協働補助事業枠制度の創設

市民生活や地域社会をより豊かなものにするため、一定の要件を満たす個人、市民団体、事業者等(以下、団体等という)の実施する事業に対して、市民自らが事業の選択等を行い、補助金等の交付対象事業を決定する仕組みを提案します。

ここで提案する(仮称)まちづくり・地域づくり市民協働補助事業枠制度は、制度設計等の時間的な制約を考慮して、平成19年度当初予算から反映することとします。

### (1) 運営方式

#### 企画提案型による事業案の公募 内容や効果についての公開プレゼンテーションの実施

##### 多様な事業提案とその活性化

これまで以上に団体等の活動、事業の可能性が広がり、より多くの提案が期待されるとともに、公募することによる提案の喚起、さらには団体等の事業の活性化も期待されます。

##### 企画や成果の競争による経済性、有効性、効率性の向上

公開プレゼンテーションにおいて、企画した事業内容や想定される成果を提案し合う相乗効果により、企画した事業の経済性(同じ成果をより少ないコストで達成)、効率性(同じコストでより高い効果を達成)、有効性(できるだけ高い成果目標を達成)などが向上することが期待されます。

#### 市民等から成る第三者機関の設置 補助対象となる事業の審査、選定及び検証の実施

##### 市民等の視点による対象事業の審査、選定及び検証

市民等から成る第三者機関が対象事業の審査、選定及び検証を実施することにより、財源を担っている、またその成果を享受する市民等の視点に基づく PLAN-DO-SEE サイクルを構築することが可能になります。

##### 補助金等の交付過程における透明性、公平性の確保

公開プレゼンテーションと第三者機関による審査、選定が行われることにより、補助金等の交付過程における透明性、公平性が確保されるとともに、その内容についての情報公開を進めることにより、一層の透明性の向上が図られます。

## ( 2 ) 時期と要件

### 市民選択事業に対する補助金等の予算への反映

#### 予算編成に市民選択の意思を反映

予算編成前に事業の公募、プレゼンテーション、審査、選定を実施し、事業が選択されることにより、市民選択の事業に対する補助金等の交付について、市民等の意思に基づいた予算計上が可能になります。ただし、歳入歳出予算の議決を経るまでは未確定であること、この制度の対象となる補助総額の枠の定め方など、制度設計には慎重な検討が求められます。

### 支援奨励型の補助となる事業を対象

#### 団体等の実施事業を支援、奨励

まちづくりや地域づくりに貢献し、広く公益性が認められる個人、市民団体、事業者等が独自に実施する事業で、公金によりその事業を支援、奨励する合理性が認められるものが対象となります。

## ( 3 ) 行政の参加

### 企画提案型による事業案の公募への行政の参加

#### 事業案による官民の競争

市民生活や地域社会を豊かなものにするという目的のもと、行政(市の部局、庁内研究グループ等)も公募に参加し、団体等と同じ条件下で競い合って事業提案を行うことにより、市民自らが、官民間わず、良質な事業を選択して財源を配分することができます。

## ( 4 ) 将来的な検討事項

### 補助制度の財源となる基金の創設 民間(個人、企業等)からの寄付を中心に運用

#### 寄付者へのインセンティブの付与と意向の反映

寄付者が市民活動を支えているという実感や喜びを感じられるインセンティブや税制面でのインセンティブを与えるとともに、希望する事業に充当されるなど寄付者の意向が反映される仕組みを構築することなどが望まれます。

## 7 見直しの結果

平成 17 年度当初予算に計上されている補助金等について、前述した視点に基づき検討したところ、その合理化の効果、各補助金等の方向性は次のとおりとなりました。

### ( 1 ) 合理化効果

	件数	補助金額		合理化効果
		H17 当初予算	見直し後	
現行のとおり継続	148 件	1,503,240 千円	1,503,465 千円	225 千円
廃止	69 件	136,350 千円	0 千円	136,350 千円
削減	8 件	405,466 千円	306,749 千円	98,717 千円
統合、メニュー化	11 件	20,920 千円	20,920 千円	0 千円
合計	236 件	2,065,976 千円	1,831,134 千円	234,842 千円

#### 【 備 考 】

(仮称)まちづくり・地域づくり市民協働補助事業枠制度に該当することが想定される補助金等  
: 32 件 76,921 千円

<補助事業枠の総額を 50,000 千円とした場合> 合理化効果 : 26,921 千円













<理由の凡例> 【 -1】合理性が認められるもの 【 -2】負担金の要素があるもの(国や県の補助制度に基づくもの、関係市町村との負担によるものなど) 【 -1】合理性が認められないもの 【 -2】経費等の削減を図る部分があるもの 【 -3】当然の事情により廃止されるもの(H17単年度事業など)

NO	補助金等名称	【 既存の状況 】				【 検討、見直しの結果 】													
		H17予算額 (単位:千円)	交付対象	財源充当		理由					算定方法等	合理化額 (単位:千円)	補助金額 (単位:千円)	方向性				その他(意見等)	
				国	県	-1	-2	-1	-2	-3				内容	継続	削減	廃止		統合
146	雇用促進事業費補助金	3,000	西湘テクノパーク及び市内工業系地域に立地する企業等で、投下資本額1億円以上の固定資産を取得した企業等のうち、市内に住所を有する者を1年以上継続して新規雇用を行った企業等								企業誘致、産業集積を図るための誘導施策である。	現行のとおり継続	0	3,000					-
147	企業等立地促進事業費補助金	20,000	西湘テクノパーク及び市内工業系地域に投下資本額1億円以上の固定資産を取得して立地する企業等及び市内で10年以上継続して製造業等の事業を営む企業等で工業系地域において資本投下額5億円以上の設備拡張等を行った企業等								企業誘致、産業集積を図るための誘導施策である。	現行のとおり継続	0	20,000					-
148	産業立地促進融資利子補給金	17,510	神奈川県産業立地促進融資を受け、市内で事業を行う者								企業誘致、産業集積を図るための誘導施策である。	現行のとおり継続	0	17,510					-
149-	伝統的工芸品産業産地振興事業費補助金【伝統小田原漆器協同組合振興事業費補助金】	1,254	伝統小田原漆器協同組合								法律に基づき指定された伝統工芸品の保護、育成を図る施策として位置付けられ、国と協調した制度である。	現行のとおり継続	0	1,254					-
149-	伝統的工芸品産業産地振興事業費補助金【小田原箱根伝統寄木協同組合振興事業費補助金】	421	小田原箱根伝統寄木協同組合								法律に基づき指定された伝統工芸品の保護、育成を図る施策として位置付けられ、国及び県と協調した制度である。	現行のとおり継続	0	421					-
150	伝統的工芸品産地プロデュース事業費補助金	3,000	小田原箱根地区伝統的工芸品産業振興協議会								法律に基づき指定された伝統工芸品の保護、育成を図る施策として位置付けられ、国と協調した制度である。	現行のとおり継続	0	3,000					-
151	国際見本市出展事業費補助金	3,000	小田原箱根地区伝統的工芸品産業振興協議会								法律に基づき指定された伝統工芸品の保護、育成を図る施策として位置付けられ、国と協調した制度である。	現行のとおり継続	0	3,000					-
152	工業団体振興事業費補助金	748	社団法人箱根物産連合会								特定の職業や事業者の総括的な団体の運営に充当されており、本来、独自の負担による運営が求められる。	廃止	748	0					-
153	地域産業振興事業費補助金	900	小田原蒲鉾水産加工業協同組合ほか2団体								「かながわ地域産業基本計画」に位置付けられた事業に対する県と協調した制度である。	現行のとおり継続	0	900					-
154	県工芸産業振興協会補助金	162	神奈川県工芸産業振興協会								繰越金額が補助金額を上回っているが、関係する自治体による負担である。	現行のとおり継続	0	162					-
155	地場産業振興協議会補助金	162	小田原市地場産業振興協議会								繰越金額(516千円)が補助金額を上回っている。	廃止	162	0					-
156	小田原商工会議所補助金	12,000	小田原商工会議所								市内の商工業の発展、振興に大きく寄与している。	現行のとおり継続	0	12,000					-
157	市橋商工会補助金	1,100	小田原市橋商工会								繰越金額(1,263千円)が補助金額を上回っている。	廃止	1,100	0					-
158	おもてなしマイスター(商業)育成事業費補助金	300	小田原商工会議所								もてなしのあるまちづくりを推進していくための施策として位置付けられる。(H17新規事業)	現行のとおり継続	0	300					-
159	活力ある核市街地づくり事業費補助金	500	国府津商工振興会								特色のある市街地づくりを推進して、まちの活性化を図る事業として位置付けられる。(H17新規事業)	現行のとおり継続	0	500					-
160	街かど博物館整備費補助金	625	街かど博物館研究会において選定された店舗や工場								市民や観光客が小田原の地域資源に触れる場として整備されている。	現行のとおり継続	0	625					-
161	市観光協会補助金	126,871	小田原市観光協会								新能は収益性の高い事業である。 業務委託に競争原理が的確には働いていないことが想定される。	新能に充当されている補助金(5,800千円)を廃止 金額はH17予算額 すべての業務委託料(56,620千円)を20%削減 金額はH17予算額	5,800 11,324	109,747					どの事業、項目にどの程度充当されているかを明確にする必要がある。
162	レンタサイクル事業運営費補助金	693	ボランティアガイド協会								本来は委託事業として実施すべきである。(H17新規事業)	廃止	693	0					-
163	私道整備事業費補助金	2,800	私道の所有者及び利害関係者								一般交通の用に供されている私道の整備の一部に充当され、道路舗装等の安全に寄与している。	現行のとおり継続	0	2,800					-
164	優良建築物等整備事業費補助金	165,600	小田原駅東口お城通り地区再開発準備組合								国の補助メニューに定められ、1/3の財源充当がなされているとともに、県とも協調した制度である。	現行のとおり継続	0	165,600					-
165	再開発推進団体補助金	202	小田原駅東口お城通り地区再開発準備組合								繰越金額(332千円)が補助金額を上回っている。	廃止	202	0					-
166	景観形成地区等修景事業費補助金	1,800	景観形成地区、自主的景観形成地区において小田原市都市景観条例第24条第1項の規定による行為をしようとする者								一体性のある都市景観を形成するための誘導施策である。	現行のとおり継続	0	1,800					-

<理由の凡例> 【 -1】合理性が認められるもの 【 -2】負担金の要素があるもの(国や県の補助制度に基づくもの、関係市町村との負担によるものなど) 【 -1】合理性が認められないもの 【 -2】経費等の削減を図る部分があるもの 【 -3】当然の事情により廃止されるもの(H17単年度事業など)

NO	補助金等名称	【 既存の状況 】				【 検討、見直しの結果 】															
		H17予算額 (単位:千円)	交付対象	財源充当		理由					算定方法等	合理化額 (単位:千円)	補助金額 (単位:千円)	方向性				その他(意見等)			
				国	県	-1	-2	-1	-2	-3				内容	継続	削減	廃止		統合		
167	景観形成協議会活動費補助金	180	幸田三の丸景観形成協議会ほか1団体												0	180					-
168	鉄道駅舎バリアフリー施設整備費補助金	18,332	鉄道事業者												0	18,332					-
169	組合事業費補助金	7,706	小船森土地区画整理組合												0	7,706					-
170	団員互助会補助金	1,018	小田原市消防団員互助会												0	1,018					-
171	私立幼稚園園児内科・歯科検診及び寄生虫検査費補助金	1,000	市内に所在する私立幼稚園(10園)の設置者												0	1,000					-
172	私立幼稚園協会補助金	582	小田原私立幼稚園協会												582	0					-
173	私立幼稚園等就園奨励費補助金	68,920	市内在住の園児の通園する私立幼稚園												0	68,920					-
174	小田原地区高等学校定時制教育振興会補助金	253	小田原地区高等学校定時制教育振興会												0	253					-
175	学校建設公社運営費補助金	1,000	財団法人学校建設公社												0	1,000					-
176	西湘地区教職員互助会補助金	4,447	西湘地区教職員互助会												4,447	0					-
177	市学校保健会補助金	288	小田原市学校保健会												0	288					-
178-	市学校給食会補助金【運営費】	1,164	小田原市学校給食会												0	1,164					-
178-	市学校給食会補助金【検食保存費】	1,019	小田原市学校給食会												0	1,019					-
179	学校建設公社利子補給金	6,481	財団法人学校建設公社												0	6,481					-
180	小学校長会補助金	2,723	小田原市小学校長会												2,723	0					-
181	児童付添交通費補助金	710	市立小学校の特殊学級に交通機関または自動車を利用して通学する児童の保護者等であって児童の通学に付き添う者												0	1,120					-
183	生徒付添交通費補助金	410	市立中学校の特殊学級に交通機関または自動車を利用して通学する生徒の保護者等であって生徒の通学に付き添う者												0	1,120					-
182	中学校長会補助金	1,989	小田原市中学校長会												1,989	0					-
183	生徒付添交通費補助金	統合、メニュー化のため、[181]児童付添交通費補助金の後段に移動																			
184	各種大会参加費補助金	500	文化部が全国大会または関東大会に参加する市立中学校の校長												0	1,000					-
207-	市中学校体育連盟補助金【関東大会及び全国大会参加派遣補助金】	500	小田原市中学校体育連盟												0	1,000					-
185	市PTA連絡協議会補助金	41	小田原市PTA連絡協議会												41	0					-
186	市地域婦人団体連絡協議会補助金	41	小田原市地域婦人団体連絡協議会												41	0					-
187	市文化連盟補助金	284	小田原市文化連盟												284	0					-
188	市民文化祭参加団体補助金	513	小田原フィルハーモニー交響楽団ほか2団体												513	0					-
189	石垣山大茶会事業費補助金	1,300	石垣山大茶会企画実行委員会												0	1,300					-



(仮称)まちづくり・地域づくり市民協働補助事業枠制度に移行することが想定される補助金等

NO	補助金等名称	【 既存の状況 】			【 検討、見直しの結果 】						
		H17予算額 (単位:千円)	交付対象	財源充当		方向性				補助金額 (単位:千円)	備考
				国	県	継続	削減	廃止	統合		
3	アートの息づくまちづくり事業費補助金	1,794	おだわら木のアトリエ"モック"運営委員会							1,794	
4	木彫アート展及び木のワークショップ補助金	210	おだわら木のアトリエ"モック"運営委員会							210	
22	市消費者団体補助金	50	小田原市消費者の会							50	繰越金額 > 補助金額により一旦廃止となったものが解消され、同額により再計上されることを想定
37	単位老人クラブ運営費補助金	6,914	城山むつみ会ほか160団体							6,914	
38	市老人クラブ連合会運営費補助金	1,253	小田原市老人クラブ連合会							1,253	
40	ふれあい担い手発掘事業費補助金	800	地域の住民、団体等が連携して主体的に高齢者の生活支援、健康づくり、生きがいづくり、介護予防に取り組む組織(自治会など)							800	
67	子育てサークル運営費補助金	800	ぼっかぼか会ほか33団体							800	
103	市勤労者共済会運営費補助金	7,118	小田原市勤労者共済会							7,118	繰越金額 > 補助金額により一旦廃止となったものが解消され、同額により再計上されることを想定
113	乳牛預託奨励事業費補助金	1,438	小田原市畜産会							1,438	
116	農道・用排水路改良事業費補助金	900	各農道の管理組合、土地改良区、自治会等							900	
119	農とみどりの整備事業費補助金	16,000	小田原市農業協同組合、土地改良区							16,000	
126	漁礁設置事業費補助金	200	小田原市漁業協同組合							200	繰越金額 > 補助金額により一旦廃止となったものが解消され、同額により再計上されることを想定
131	市商店街連合会補助金	2,096	小田原市商店街連合会							2,096	
135	商店街販売促進事業費補助金	7,000	小田原市商店街連合会							7,000	
137	御幸の浜海上花火大会開催費補助金	1,400	御幸の浜海上花火大会実行委員会							1,400	
139	みんなの街かどコンサート開催費補助金	300	中心市街地内の商店街、住民団体等							300	
140	TMO組織体制強化費補助金	2,604	小田原TMO(小田原商工会議所)							2,604	
141	TMO事業推進費補助金	7,000	小田原TMO(小田原商工会議所)							7,000	
142	高校生チャレンジショップ事業費補助金	700	3校ジョイント事業実行委員会							700	繰越金額 > 補助金額により一旦廃止となったものが解消され、同額により再計上されることを想定
144	「小田原おでん」普及推進事業費補助金	1,300	小田原おでん会							1,300	
155	地場産業振興協議会補助金	162	小田原市地場産業振興協議会							162	繰越金額 > 補助金額により一旦廃止となったものが解消され、同額により再計上されることを想定
156	小田原商工会議所補助金	12,000	小田原商工会議所							12,000	
157	市橋商工会補助金	1,100	小田原市橋商工会							1,100	繰越金額 > 補助金額により一旦廃止となったものが解消され、同額により再計上されることを想定
185	市PTA連絡協議会補助金	41	小田原市PTA連絡協議会							41	繰越金額 > 補助金額により一旦廃止となったものが解消され、同額により再計上されることを想定
186	市地域婦人団体連絡協議会補助金	41	小田原市地域婦人団体連絡協議会							41	繰越金額 > 補助金額により一旦廃止となったものが解消され、同額により再計上されることを想定
187	市文化連盟補助金	284	小田原市文化連盟							284	繰越金額 > 補助金額により一旦廃止となったものが解消され、同額により再計上されることを想定
189	石垣山大茶会事業費補助金	1,300	石垣山大茶会企画実行委員会							1,300	
190	橋地区文化祭補助金	41	橋文化協会							41	
195	地区健全育成組織活動費補助金	741	地区健全育成組織(25組織)							741	
196	子ども会活動費補助金	914	小田原市子ども会連絡協議会							914	
199	保護司会補助金	270	小田原地区保護司会							270	
201	小田原民俗芸能保存協会後継者育成事業費補助金	150	小田原民俗芸能保存協会							150	
		32件	76,921			23	0	9	0	76,921	

移行想定補助金額 76,921千円

# 資料編

< 資料 1 > 補助金等一覧表

NO	名称	平成17年度 (単位:千円)	割合(H17)	比較データ		開始年度	担当課
				平成16年度 (単位:千円)	比較 (H17-H16)		
1	議員福利厚生費補助金	465	0.02%	483	18	平成2年度	議会総務課
2	新幹線新規通勤費補助金	2,500	0.12%		2,500	平成17年度	企画政策課
3	アートの息づくまちづくり事業費補助金	1,794	0.09%	1,794	0	平成11年度	文化交流課
4	木彫アート展及び木のワークショップ補助金	210	0.01%	210	0	平成12年度	文化交流課
5	海外姉妹都市青年交流事業費補助金	650	0.03%	715	65	昭和59年度	文化交流課
6	小田原海外市民交流会補助金	243	0.01%	243	0	昭和57年度	文化交流課
7	自主防災組織資機材等整備費補助金	5,600	0.27%	5,600	0	平成6年度	防災対策課
8	危険な塀撤去改修促進事業費補助金	2,500	0.12%	5,000	2,500	平成3年度	防災対策課
9	耐震診断費補助金	200	0.01%		200	平成17年度	防災対策課
10	耐震補強工事費補助金	2,500	0.12%		2,500	平成17年度	防災対策課
11	家具等転倒防止対策費補助金	2,000	0.10%		2,000	平成17年度	防災対策課
12	学校法人国際医療福祉大学補助金	50,000	2.42%		50,000	平成17年度	企画政策課
13	青色申告会「小学生の税の書道展」開催費補助金	270	0.01%	270	0	昭和61年度	市税総務課
14	納税貯蓄組合連合会補助金	150	0.01%	170	20	昭和27年度	市税総務課
15	明るい選挙推進協議会補助金	203	0.01%	203	0	昭和45年度	選挙管理委員会事務局
16	自治会活動推進費補助金	3,000	0.15%	3,000	0	昭和43年度	地域政策課
17	防犯灯設置費補助金	8,523	0.41%	8,523	0	昭和57年度	暮らし安全課
18	防犯灯補修・撤去費補助金	2,422	0.12%	2,394	28	昭和57年度	暮らし安全課
19	防犯灯維持管理費補助金	39,411	1.91%	38,912	499	昭和57年度	暮らし安全課
20	小田原地方防犯協会小田原支部補助金	1,126	0.05%	1,134	8	昭和38年度	暮らし安全課
21	安心の灯点灯運動用外灯タイマー設置費補助金	600	0.03%		600	平成17年度	暮らし安全課
22	市消費者団体補助金	50	0.00%	80	30	昭和48年度	暮らし安全課
23	市民活動応援補助金	2,500	0.12%	2,500	0	平成16年度	地域政策課
24	人権擁護委員会補助金	307	0.01%	308	1	昭和46年度	暮らし安全課
25	(財)法律扶助協会神奈川県支部補助金	45	0.00%	45	0	平成10年度	暮らし安全課
26	小田原交通安全協会補助金	707	0.03%	785	78	昭和29年度	暮らし安全課
27	市交通安全母の会連絡協議会補助金	314	0.02%	314	0	平成2年度	暮らし安全課
28	市交通安全対策協議会補助金	243	0.01%	243	0	昭和31年度	暮らし安全課
29	おだわら女性プラザ運営費補助金	4,000	0.19%	4,000	0	平成15年度	地域政策課
30-	民生委員協議会補助金[運営費]	853	0.04%	840	13	昭和45年度	福祉政策課
30-	民生委員協議会補助金[地域ふれあい活動事業費]	7,500	0.36%	7,500	0	不明	福祉政策課
31	市遺族会補助金	203	0.01%	203	0	昭和51年度	福祉政策課
32	民間社会福祉施設運営費(職員福利厚生費)補助金	3,146	0.15%	3,149	3	昭和58年度	福祉政策課
33	原爆被災者の会補助金	122	0.01%	122	0	昭和60年度	福祉政策課
34	被爆60年特別記念事業費補助金	30	0.00%		30	平成17年度	福祉政策課
35-	社会福祉協議会補助金[運営費]	55,420	2.68%	53,029	2,391	昭和29年度	福祉政策課
35-	社会福祉協議会補助金[地域福祉推進事業費]	5,509	0.27%	5,509	0	不明	福祉政策課
35-	社会福祉協議会補助金[地域福祉権利擁護事業費]	442	0.02%	160	282	平成13年度	福祉政策課
36	団体活動費補助金	2,000	0.10%	2,000	0	昭和60年度	福祉政策課
37	単位老人クラブ運営費補助金	6,914	0.33%	7,208	294	昭和39年度	高齢介護課
38	市老人クラブ連合会運営費補助金	1,253	0.06%	1,278	25	昭和36年度	高齢介護課
39	(社)市シルバー人材センター補助金	11,300	0.55%	12,013	713	平成2年度	高齢介護課
40	ふれあい担い手発掘事業費補助金	800	0.04%	600	200	平成16年度	高齢介護課
41	居宅介護支援事業者事務費補助金	120	0.01%	240	120	平成12年度	高齢介護課
42	老人福祉施設等整備費補助金	5	0.00%	22,750	22,745	不明	高齢介護課
43	介護老人保健施設整備費補助金	5	0.00%	0	5	不明	高齢介護課
44	障害者団体運営費補助金	500	0.02%	500	0	昭和45年度	障害福祉課
45	重度身体障害者移動支援事業費補助金	1,200	0.06%	1,200	0	昭和57年度	障害福祉課

NO	名称	平成17年度 (単位:千円)	割合(H17)	比較データ		開始年度	担当課
				平成16年度 (単位:千円)	比較 (H17-H16)		
46	障害者歯科検診事業費補助金	80	0.00%	80	0	平成12年度	障害福祉課
47	市視覚障害者福祉会創立50周年記念事業費補助金	100	0.00%		100	平成17年度	障害福祉課
48	知的障害者スポーツ振興事業費補助金	45	0.00%	45	0	昭和59年度	障害福祉課
49	県西地区みんなのつどい主催者協議会補助金	45	0.00%	45	0	昭和55年度	障害福祉課
50	障害者小規模通所授産施設運営費補助金	11,580	0.56%	12,080	500	平成14年度	障害福祉課
51	民間障害者地域作業指導事業費補助金	90,762	4.39%	89,102	1,660	昭和53年度	障害福祉課
52	地域作業所重度障害者等加算補助金	13,440	0.65%	9,960	3,480	昭和53年度	障害福祉課
53	在宅障害児者緊急一時預り事業費補助金	2,400	0.12%	2,400	0	平成2年度	障害福祉課
54	障害者福祉的就労協力事業奨励金	3,960	0.19%	5,400	1,440	平成元年度	障害福祉課
55	知的障害児通園施設運営費補助金	137	0.01%	144	7	平成9年度	障害福祉課
56	知的障害者生活ホーム設置費補助金	1,000	0.05%	2,000	1,000	昭和60年度	障害福祉課
57	障害者就業・生活支援センター運営費補助金	10,800	0.52%		10,800	平成17年度	障害福祉課
58	精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金	24,786	1.20%	25,786	1,000	平成14年度	障害福祉課
59	民間精神障害者地域作業指導事業費補助金	23,030	1.11%	20,950	2,080	不明	障害福祉課
60	地域作業所重度精神障害者加算補助金	1,080	0.05%	1,320	240	不明	障害福祉課
61	精神障害者地域生活援助事業費補助金	1,164	0.06%	1,618	454	平成15年度	障害福祉課
62	精神障害者地域生活支援事業費補助金	524	0.03%	262	262	平成16年度	障害福祉課
63-	医療費助成協力費補助金〔医師会〕	810	0.04%	810	0	不明	保険課
63-	医療費助成協力費補助金〔歯科医師会〕	567	0.03%	567	0	昭和54年度	保険課
63-	医療費助成協力費補助金〔薬剤師会〕	81	0.00%	81	0	不明	保険課
63-	医療費助成協力費補助金〔柔道整復師会〕	41	0.00%	41	0	不明	保険課
64	児童遊園地補修・増設費補助金	450	0.02%	360	90	昭和42年度	子育て支援課
65	児童遊園地運営費補助金	1,102	0.05%	1,121	19	昭和42年度	子育て支援課
66	施設賠償責任保険加入費補助金	134	0.01%	116	18	昭和55年度	子育て支援課
67	子育てサークル運営費補助金	800	0.04%	700	100	平成15年度	子育て支援課
68	子育て支援フェスティバル補助金	194	0.01%		194	平成17年度	子育て支援課
69	児童委員活動費補助金	9,468	0.46%	9,317	151	不明	福祉政策課
70-	保育所運営費補助金〔基本分〕	96,730	4.68%	103,137	6,407	昭和34年度	子育て支援課
70-	保育所運営費補助金〔利用者別基礎加算〕	178,532	8.64%	186,110	7,578	昭和34年度	子育て支援課
70-	保育所運営費補助金〔開所時間加算〕	22,669	1.10%	22,925	256	昭和34年度	子育て支援課
70-	保育所運営費補助金〔級地格差是正加算〕	40,867	1.98%	42,310	1,443	昭和34年度	子育て支援課
70-	保育所運営費補助金〔障害児保育加算〕	3,505	0.17%	5,014	1,509	昭和34年度	子育て支援課
70-	保育所運営費補助金〔地域育児センター加算〕	3,320	0.16%	2,800	520	昭和34年度	子育て支援課
70-	保育所運営費補助金〔特別経常費〕	37,032	1.79%	34,965	2,067	昭和48年度	子育て支援課
70-	保育所運営費補助金〔障害児保育費〕	3,120	0.15%	3,120	0	昭和48年度	子育て支援課
70-	保育所運営費補助金〔職員福利厚生費〕	13,699	0.66%	14,077	378	昭和34年度	子育て支援課
71	保育所運営費加給補助金	31,616	1.53%	31,090	526	不明	子育て支援課
72	歯科検診事業費補助金	3,808	0.18%	3,971	163	不明	子育て支援課
73	蟻虫卵検査事業費補助金	350	0.02%	406	56	不明	子育て支援課
74	産休明け乳児保育奨励費補助金	3,170	0.15%	2,954	216	不明	子育て支援課
75	時間延長型保育事業費補助金	16,778	0.81%	23,784	7,006	不明	子育て支援課
76	乳児保育推進事業費補助金	35,699	1.73%	35,698	1	不明	子育て支援課
77	保育所地域活動事業費補助金	1,000	0.05%	1,000	0	不明	子育て支援課
78	開所時間延長促進事業費補助金	85,341	4.13%	86,047	706	不明	子育て支援課
79	細菌検査事業費補助金	2,855	0.14%	3,538	683	平成9年度	子育て支援課
80	一時保育事業費補助金	4,410	0.21%	5,040	630	平成12年度	子育て支援課
81	休日保育事業費補助金	25	0.00%	54	29	平成14年度	子育て支援課
82	届出保育施設運営費補助金	947	0.05%	786	161	平成16年度	子育て支援課
83	認定保育施設児童処遇費補助金	852	0.04%	720	132	平成15年度	子育て支援課
84	母子寡婦福祉資金利子補給金	150	0.01%	300	150	昭和56年度	子育て支援課

NO	名称	平成17年度 (単位:千円)	割合(H17)	比較データ		開始年度	担当課
				平成16年度 (単位:千円)	比較 (H17-H16)		
85	地域でつくる健康づくり支援事業費補助金	1,500	0.07%	1,500	0	平成14年度	健康づくり課
86	広域二次病院群輪番制運営費補助金	86,800	4.20%	86,800	0	昭和57年度	健康づくり課
87	広域二次病院群補充輪番制運営費補助金	17,000	0.82%	17,000	0	平成4年度	健康づくり課
88	広域二次救急医療確保対策調整費補助金	450	0.02%	450	0	昭和63年度	健康づくり課
89	救急医療機関外国籍市民対策費補助金	200	0.01%	200	0	平成5年度	健康づくり課
90-	休日・夜間急患診療所運営費補助金【小田原医師会】	118,040	5.71%		118,040	昭和63年度	健康づくり課
90-	休日・夜間急患診療所運営費補助金【小田原歯科医師会】	10,699	0.52%		10,699	昭和63年度	健康づくり課
90-	休日・夜間急患診療所運営費補助金【小田原薬剤師会】	40,509	1.96%		40,509	昭和63年度	健康づくり課
91	地域医療連携推進事業費補助金	6,500	0.31%	6,500	0	平成7年度	健康づくり課
92	小田原医師会衛生会館運営費補助金	2,430	0.12%	2,430	0	昭和46年度	健康づくり課
93	小田原食品衛生協会事業費補助金	146	0.01%	146	0	昭和45年度	健康づくり課
94	小田原高等看護専門学校運営費補助金	29,200	1.41%	29,200	0	平成6年度	健康づくり課
95	小田原看護専門学校運営費補助金	18,700	0.91%	18,700	0	平成6年度	健康づくり課
96	在宅ねたきり老人等歯科診療対策事業費補助金	425	0.02%	630	205	平成3年度	健康づくり課
97-	市野猿対策協議会補助金【野猿防除総合対策事業費】	225	0.01%	225	0	不明	環境保護課
97-	市野猿対策協議会補助金【鳥獣保護管理対策事業費】	4,746	0.23%	3,870	876	不明	環境保護課
98	公衆浴場確保対策事業費補助金	200	0.01%	200	0	昭和49年度	環境保護課
99	公衆浴場施設整備費補助金	57	0.00%	0	57	不明	環境保護課
100	合併処理浄化槽整備費補助金	20,158	0.98%	28,301	8,143	平成3年度	環境保護課
101	地球温暖化対策推進事業費補助金	3,800	0.18%		3,800	平成17年度	環境政策課
102	生ごみ処理器設置費補助金	2,000	0.10%	2,620	620	平成10年度	環境政策課
103	市勤労者共済会運営費補助金	7,118	0.34%	7,210	92	平成8年度	産業政策課
104-	労働団体育成事業費補助金【小田原・足柄地域労働者福祉協議会補助金】	675	0.03%	675	0	平成11年度	産業政策課
104-	労働団体育成事業費補助金【小田原・足柄地域連合補助金】	450	0.02%	450	0	平成4年度	産業政策課
105	勤労者住宅資金利子補給金	23,312	1.13%	26,454	3,142	昭和61年度	産業政策課
106	鳥獣保護管理対策事業費補助金	1,102	0.05%	1,102	0	平成12年度	農政課
107	市園芸協会事業費補助金	600	0.03%	608	8	昭和42年度	農政課
108	野菜価格安定事業費補助金	531	0.03%	533	2	昭和54年度	農政課
109	高付加価値化対応野菜事業費補助金	400	0.02%		400	平成17年度	農政課
110	農業振興資金融資利子補給金	1,213	0.06%	930	283	昭和54年度	農政課
111	資源循環型農業推進事業費補助金	780	0.04%		780	平成17年度	農政課
112	農業後継者育成推進事業費補助金	81	0.00%	81	0	平成7年度	農政課
113	乳牛預託奨励事業費補助金	1,438	0.07%	1,438	0	平成4年度	農政課
114	死亡牛化製費補助金	210	0.01%	450	240	平成15年度	農政課
115	市畜産会事業費補助金	137	0.01%	137	0	昭和27年度	農政課
116	農道・用排水路改良事業費補助金	900	0.04%	1,260	360	昭和48年度	農政課
117	酒匂川左岸水系維持管理費補助金	1,778	0.09%	1,778	0	昭和53年度	農政課
118	酒匂川水系農業用取水組合管理費補助金	270	0.01%	270	0	昭和49年度	農政課
119	農とみどりの整備事業費補助金	16,000	0.77%	16,000	0	平成13年度	農政課
120	市森林組合事業活動促進費補助金	354	0.02%	354	0	昭和48年度	農政課
121	地域林業形成促進事業費補助金	1,608	0.08%	2,338	730	昭和58年度	農政課
122	有害鳥獣駆除事業費補助金	90	0.00%	90	0	昭和54年度	農政課
123	小田原漁港振興協議会補助金	110	0.01%	122	12	昭和39年度	水産海浜課
124	漁獲共済掛金補助金	3,327	0.16%	4,432	1,105	不明	水産海浜課
125	漁業災害資金利子補給金	75	0.00%	75	0	不明	水産海浜課
126	漁礁設置事業費補助金	200	0.01%	200	0	不明	水産海浜課
127	蓄養水面利用活性化事業費補助金	300	0.01%		300	平成17年度	水産海浜課
128	中小企業退職金共済掛金補助金	3,658	0.18%	4,033	375	昭和47年度	産業政策課
129	中小企業信用保証料補助金	17,262	0.84%	16,239	1,023	昭和38年度	産業政策課
130	企業振興資金利子補給金	1,050	0.05%	1,050	0	平成14年度	産業政策課

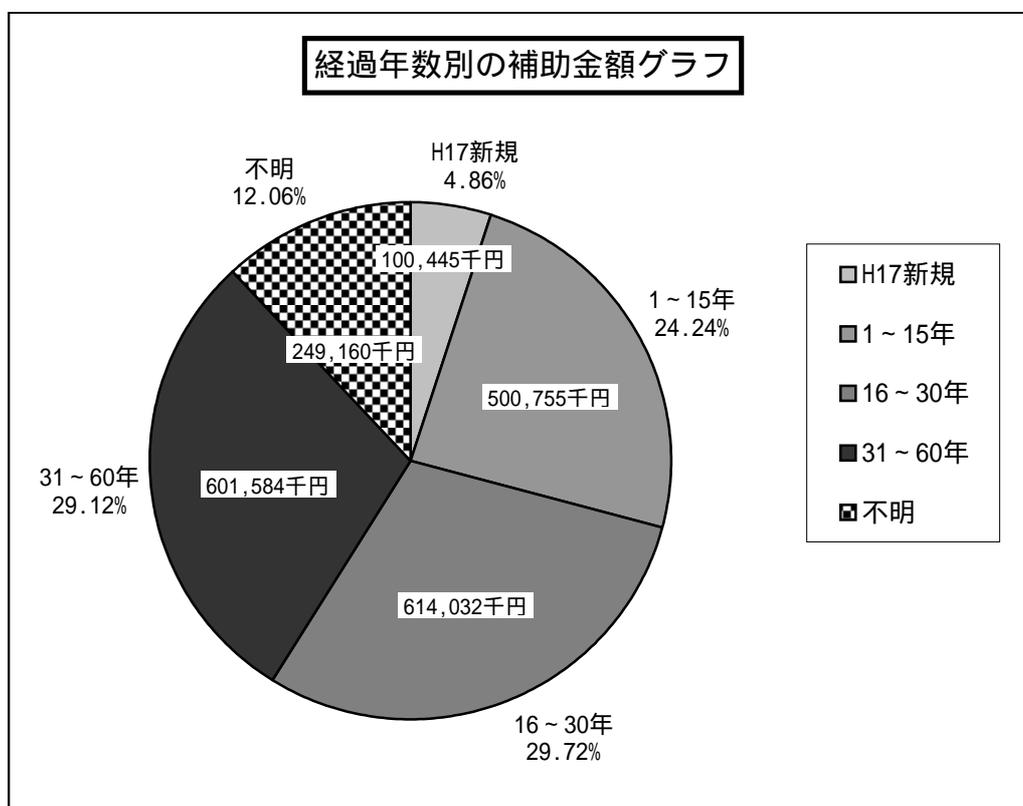
NO	名称	平成17年度 (単位:千円)	割合(H17)	比較データ		開始年度	担当課
				平成16年度 (単位:千円)	比較 (H17-H16)		
131	市商店街連合会補助金	2,096	0.10%	2,619	523	昭和28年度	産業政策課
132	商店街等イベント事業費補助金	4,953	0.24%	4,973	20	平成元年度	産業政策課
133	商店街街路灯等電気料補助金	8,224	0.40%	9,138	914	昭和52年度	産業政策課
134	商店街きらめきづくり事業費補助金	900	0.04%	329	571	平成8年度	産業政策課
135	商店街販売促進事業費補助金	7,000	0.34%	7,000	0	昭和59年度	産業政策課
136	商店街共同施設設置事業費補助金	450	0.02%	1,386	936	昭和28年度	産業政策課
137	御幸の浜海上花火大会開催費補助金	1,400	0.07%	1,400	0	平成11年度	産業政策課
138	中小商業活性化創業等支援事業費補助金	1,000	0.05%		1,000	平成17年度	産業政策課
139	みんなの街かどコンサート開催費補助金	300	0.01%	300	0	平成16年度	産業政策課
140	TMO組織体制強化費補助金	2,604	0.13%	2,900	296	平成12年度	産業政策課
141	TMO事業推進費補助金	7,000	0.34%	7,969	969	平成11年度	産業政策課
142	高校生チャレンジショップ事業費補助金	700	0.03%	1,000	300	平成16年度	産業政策課
143	空き店舗活用支援事業費補助金	1,500	0.07%		1,500	平成17年度	産業政策課
144	「小田原おでん」普及推進事業費補助金	1,300	0.06%	300	1,000	平成15年度	産業政策課
145	環境配慮型設備設置費補助金	4,000	0.19%	4,000	0	平成14年度	産業政策課
146	雇用促進事業費補助金	3,000	0.15%	3,000	0	平成14年度	産業政策課
147	企業等立地促進事業費補助金	20,000	0.97%		20,000	平成17年度	産業政策課
148	産業立地促進融資利子補給金	17,510	0.85%	17,435	75	平成14年度	産業政策課
149-	伝統的工芸品産地振興事業費補助金(伝統小田原漆器協同組合振興事業費補助金)	1,254	0.06%	1,254	0	昭和59年度	産業政策課
149-	伝統的工芸品産地振興事業費補助金(小田原箱根伝統寄木協同組合振興事業費補助金)	421	0.02%	421	0	昭和59年度	産業政策課
150	伝統的工芸品産地プロデュース事業費補助金	3,000	0.15%	2,000	1,000	平成16年度	産業政策課
151	国際見本市出展事業費補助金	3,000	0.15%	3,000	0	平成14年度	産業政策課
152	工業団体振興事業費補助金	748	0.04%	763	15	昭和49年度	産業政策課
153	地域産業振興事業費補助金	900	0.04%	900	0	平成7年度	産業政策課
154	県工芸産業振興協会補助金	162	0.01%	162	0	昭和56年度	産業政策課
155	地場産業振興協議会補助金	162	0.01%	162	0	昭和58年度	産業政策課
156	小田原商工会議所補助金	12,000	0.58%	12,181	181	昭和25年度	産業政策課
157	市橘商工会補助金	1,100	0.05%	1,134	34	昭和46年度	産業政策課
158	おもてなしマイスター(商業)育成事業費補助金	300	0.01%		300	平成17年度	産業政策課
159	活力ある核市街地づくり事業費補助金	500	0.02%		500	平成17年度	産業政策課
160	街かど博物館整備費補助金	625	0.03%	500	125	平成9年度	産業政策課
161	市観光協会補助金	126,871	6.14%	134,470	7,599	昭和56年度	観光課
162	レンタサイクル事業運営費補助金	693	0.03%		693	平成17年度	観光課
163	私道整備事業費補助金	2,800	0.14%	10,800	8,000	平成3年度	建設政策課
164	優良建築物等整備事業費補助金	165,600	8.02%	10,600	155,000	平成16年度	広域交流拠点整備課
165	再開発推進団体補助金	202	0.01%	294	92	昭和63年度	広域交流拠点整備課
166	景観形成地区等修景事業費補助金	1,800	0.09%	2,700	900	平成7年度	まちづくり景観課
167	景観形成協議会活動費補助金	180	0.01%	360	180	平成7年度	まちづくり景観課
168	鉄道駅舎バリアフリー施設整備費補助金	18,332	0.89%	0	18,332	平成13年度	都市政策課
169	組合事業費補助金	7,706	0.37%	20,435	12,729	平成3年度	都市計画課
170	団員互助会補助金	1,018	0.05%	1,018	0	昭和56年度	消防総務課
171	私立幼稚園園児内科・歯科検診及び寄生虫検査費補助金	1,000	0.05%	1,000	0	不明	学校教育課
172	私立幼稚園協会補助金	582	0.03%	582	0	昭和58年度	学校教育課
173	私立幼稚園等就園奨励費補助金	68,920	3.34%	68,195	725	昭和47年度	学校教育課
174	小田原地区高等学校定時制教育振興会補助金	253	0.01%	203	50	不明	教育政策課
175	学校建設公社運営費補助金	1,000	0.05%	360	640	昭和49年度	教育政策課
176	西湖地区教職員互助会補助金	4,447	0.22%	4,941	494	昭和60年度	学校教育課
177	市学校保健会補助金	288	0.01%	288	0	昭和36年度	学校保健課
178-	市学校給食会補助金(運営費)	1,164	0.06%	1,164	0	昭和27年度	学校保健課
178-	市学校給食会補助金(検食保存費)	1,019	0.05%	1,019	0	昭和27年度	学校保健課

NO	名称	平成17年度 (単位:千円)	割合(H17)	比較データ		開始年度	担当課
				平成16年度 (単位:千円)	比較 (H17-H16)		
179	学校建設公社利子補給金	6,481	0.31%	7,926	1,445	不明	教育政策課
180	小学校長会補助金	2,723	0.13%	2,782	59	不明	教育政策課
181	児童付添交通費補助金	710	0.03%	550	160	昭和56年度	学校教育課
182	中学校長会補助金	1,989	0.10%	1,936	53	不明	教育政策課
183	生徒付添交通費補助金	410	0.02%	330	80	昭和56年度	学校教育課
184	各種大会参加費補助金	500	0.02%	500	0	平成7年度	学校教育課
185	市PTA連絡協議会補助金	41	0.00%	41	0	昭和56年度	生涯学習政策課
186	市地域婦人団体連絡協議会補助金	41	0.00%	41	0	昭和56年度	生涯学習政策課
187	市文化連盟補助金	284	0.01%	284	0	昭和24年度	生涯学習政策課
188	市民文化祭参加団体補助金	513	0.02%	513	0	昭和24年度	生涯学習政策課
189	石垣山大茶会事業費補助金	1,300	0.06%	1,300	0	平成2年度	生涯学習政策課
190	橘地区文化祭補助金	41	0.00%	41	0	昭和46年度	生涯学習政策課
191	小田原きつき会第90回記念事業費補助金	50	0.00%		50	平成17年度	生涯学習政策課
192	西相美術協会創立75周年記念事業費補助金	400	0.02%		400	平成17年度	生涯学習政策課
193	小田原木曜会第30回記念事業費補助金	100	0.00%		100	平成17年度	生涯学習政策課
194	小田原水墨画協会創立30周年記念事業費補助金	44	0.00%		44	平成17年度	生涯学習政策課
195	地区健全育成組織活動費補助金	741	0.04%	738	3	不明	青少年課
196	子ども会活動費補助金	914	0.04%	939	25	昭和25年度	青少年課
197	青少年環境浄化推進委員協議会補助金	81	0.00%	81	0	不明	青少年課
198	青少年育成推進員協議会補助金	400	0.02%	400	0	平成16年度	青少年課
199	保護司会補助金	270	0.01%	270	0	不明	青少年課
200	指定文化財等保存修理費補助金	1,807	0.09%	1,118	689	昭和56年度	文化財課
201	小田原民俗芸能保存協会後継者育成事業費補助金	150	0.01%	150	0	昭和56年度	文化財課
202	市民館連絡協議会補助金	72	0.00%	72	0	昭和40年度	生涯学習政策課
203	地区公民館活動費補助金	2,759	0.13%	3,065	306	昭和35年度	生涯学習政策課
204	地区公民館修繕費補助金	4,154	0.20%	3,775	379	平成5年度	生涯学習政策課
205	地区公民館建設費補助金	10,397	0.50%	2,563	7,834	昭和24年度	生涯学習政策課
206	(財)小田原市体育協会補助金	42,357	2.05%	42,287	70	平成5年度	スポーツ課
207-	市中学校体育連盟補助金【運営費】	2,174	0.11%	2,473	299	昭和57年度	スポーツ課
207-	市中学校体育連盟補助金【関東大会及び全国大会参加派遣補助金】	500	0.02%	500	0	平成15年度	スポーツ課
208	体育指導委員協議会事業費補助金	150	0.01%	150	0	平成10年度	スポーツ課
209	第39回神奈川県中学校総合体育大会補助金	1,654	0.08%		1,654	平成17年度	スポーツ課
210	水洗化工事費補助金	4,280	0.21%	4,780	500	平成9年度	下水道総務課
211-	国民健康保険事業協力補助金【医師会】	972	0.05%	972	0	不明	保険課
211-	国民健康保険事業協力補助金【歯科医師会】	486	0.02%	486	0	不明	保険課
211-	国民健康保険事業協力補助金【薬剤師会】	203	0.01%	203	0	不明	保険課
211-	国民健康保険事業協力補助金【柔道整復師会】	40	0.00%	40	0	不明	保険課
212	小田原さかな普及の会補助金	80	0.00%	80	0	昭和53年度	水産海浜課

合計 236件 2,065,976千円

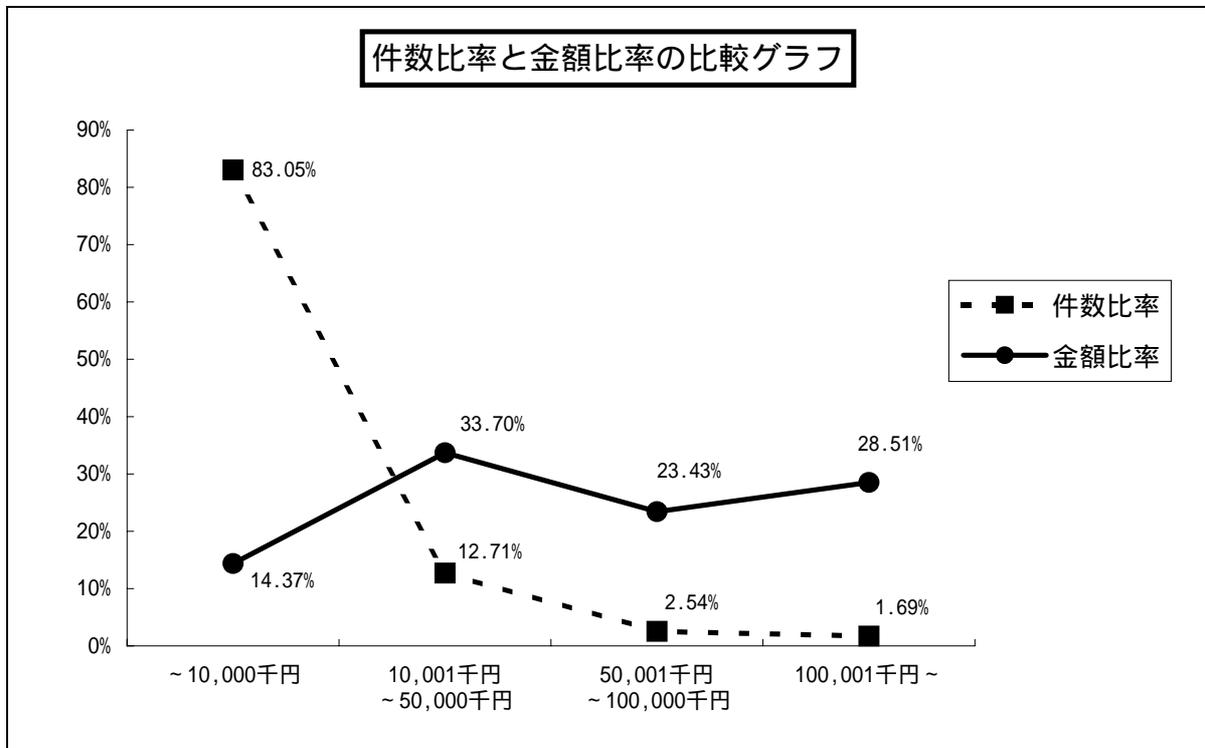
< 資料 2 > 経過年数別集計表

経過年数	件数	件数比率	金額 (単位：千円)	金額比率
1～3	25	10.59%	250,048	12.10%
4～6	13	5.51%	54,169	2.62%
7～9	9	3.81%	18,110	0.88%
10～12	12	5.08%	110,172	5.33%
13～15	13	5.51%	68,256	3.30%
16～20	13	5.51%	209,964	10.16%
21～25	28	11.86%	287,180	13.90%
26～30	10	4.24%	116,888	5.66%
31～40	24	10.17%	127,056	6.15%
41～50	15	6.36%	389,277	18.84%
51～60	13	5.51%	85,251	4.13%
H17新規	25	10.59%	100,445	4.86%
不明	36	15.25%	249,160	12.06%
合計	236	100.00%	2,065,976	100.00%



< 資料 3 > 補助金額別集計表

補助金額 (単位：千円)	件数	件数比率	金額 (単位：千円)	金額比率	補助金額 (単位：千円)	件数	件数比率	金額 (単位：千円)	金額比率	
1 10,000	196	83.05%	296,817	14.37%	1	117	49.58%	43,494	2.11%	
					1,000					
					1,001	66	27.97%	159,780	7.73%	
					5,000					
					5,001	13	5.51%	93,543	4.53%	
					10,000					
10,001 50,000	30	12.71%	696,143	33.70%						
50,001 100,000	6	2.54%	483,973	23.43%						
100,000	4	1.69%	589,043	28.51%						
合計	236	100.00%	2,065,976	100.00%						



< 資料 4 > 担当部局別集計表

部局等	件数	金額 (単位：千円)	金額比率	課等	件数	金額 (単位：千円)	金額比率
企画部	2	52,500	2.54%	企画政策課	2	52,500	2.54%
総務部	2	420	0.02%	市税総務課	2	420	0.02%
市民部	18	66,145	3.20%	地域政策課	3	9,500	0.46%
				暮らし安全課	11	53,748	2.60%
				文化交流課	4	2,897	0.14%
防災部	5	12,800	0.62%	防災対策課	5	12,800	0.62%
環境部	7	31,186	1.51%	環境政策課	2	5,800	0.28%
				環境保護課	5	25,386	1.23%
福祉健康部	87	1,216,677	58.89%	福祉政策課	11	84,693	4.10%
				高齢介護課	7	20,397	0.99%
				子育て支援課	28	589,155	28.52%
				障害福祉課	19	186,633	9.03%
				保険課	8	3,200	0.15%
				健康づくり課	14	332,599	16.10%
経済部	63	320,782	15.53%	産業政策課	38	161,634	7.82%
				観光課	2	127,564	6.17%
				農政課	17	27,492	1.33%
				水産海浜課	6	4,092	0.20%
都市部	6	193,820	9.38%	都市政策課	1	18,332	0.89%
				まちづくり景観課	2	1,980	0.10%
				都市計画課	1	7,706	0.37%
				広域交流拠点整備課	2	165,802	8.03%
建設部	1	2,800	0.14%	建設政策課	1	2,800	0.14%
下水道部	1	4,280	0.21%	下水道総務課	1	4,280	0.21%
消防本部	1	1,018	0.05%	消防総務課	1	1,018	0.05%
学校教育部	15	91,486	4.43%	教育政策課	5	12,446	0.60%
				学校教育課	7	76,569	3.71%
				学校保健課	3	2,471	0.12%
生涯学習部	26	71,394	3.46%	生涯学習政策課	14	20,196	0.98%
				青少年課	5	2,406	0.12%
				文化財課	2	1,957	0.09%
				スポーツ課	5	46,835	2.27%
議会事務局	1	465	0.02%	議会総務課	1	465	0.02%
選挙管理委員会	1	203	0.01%	選挙管理委員会事務局	1	203	0.01%
合計	236	2,065,976	100.00%	合計(34課)	236	2,065,976	100.00%



平成17年9月27日

小田原市補助金等検討委員会  
委員長 吉田 民雄 様

小田原市保育会長 石川 邦雄



### 補助金等の見直しに関する答申に対する意見

平成17年9月22日付の補助金等の見直しに関する答申案に対し、小田原市保育会といたしましては、次のような意見を述べさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 1 保育所運営費補助金（職員福利厚生費）の廃止に対する意見

補助金の見直しは、確かに時代の要請ではありますが、保育所への補助金、とりわけ保育、児童及び職員の処遇に関する補助金を廃止することは、小田原市が本年3月に策定した「次世代育成支援対策行動計画」（別紙参照）の後退につながるものであり、保育、児童福祉のみならず、小田原市長の打ち出している市政そのものを否定することにつながると思っております。

職員福利厚生費は保育所運営費加給補助金とともに、国で定められた運営費だけでは賅うことができない職員人件費の一部として運営費に補填して使用しているところであり、どうしても必要な補助金であります。

そこで、現在職員福利厚生という名目で使用されている職員福利厚生費補助金は廃止して、市運営費加給補助金に職員福利厚生費を全額組み入れていただき一本化し、職員福利厚生費補助金額と市運営費加給補助金額を合算した金額の補助をお願いしたい。

#### 2 細菌検査事業費補助金の廃止に対する意見

民間保育所職員の細菌検査（サルモネラ菌、O-157、赤痢菌）は職員の健康管理のために実施するものではなく、入所している児童の食中毒等防止のため、国の指導により実施するものであります。

この費用を国で定められた運営費から捻出することは不可能であり、この補助金の廃止は細菌検査の実施を困難にするもので、ひいては入所児童の安全が

守れないこととなります。このため、従来どおりの補助金の支給をお願いいたします。

小田原の乳幼児の育成、安全、健康を維持し、また、国の将来を左右する重大な施策でもある生み育てやすい環境を提供するために、深いご理解をお願いします。



平成17年9月28日

小田原市補助金等検討委員会  
委員長 吉田 民雄 様

財団法人小田原市体育協会  
会長 小澤 良明



補助金等の見直しに関する答申について (回答)

このことについて、次のとおり回答いたします。

1. 人件費に充当されている補助金 (30,692 千円) に人事院勧告 (4.8%減) を適用した合理化額 1,474 千円について

法人管理補助 30,692 千円に人事院勧告による減額率 (4.8%減) を適用し、合理化額 1,474 千円として算出されていますが、法人管理補助は、職員の人件費及びアルバイト賃金、事務経費が合算された金額で、すべてが人事院勧告に係る経費ではありません。

したがって、人事院勧告に係らない経費の削減については、ご配慮くださるようお願いいたします。



平成17年9月28日

小田原市補助金等検討委員会  
委員長 吉田 民雄 様

小田原市観光協会  
専務理事 大沢 喜一

補助金等の見直しに関する答申について（意見）

1 小田原城薪能補助金について

答申内容では、薪能は収益性が高い事業と指摘されておりますが、事業内容の内訳（下表）により、薪能としての屋外会場設営（観覧席、音響、照明等）が約6,000千円強と必要となり、入場料の値上げも非常に難しいと思われるので、独立採算での事業施行は難しい。

○事業内訳

収入	入場料	@4,000円×1,100人=4,400,000円 (max)	
支出	出演料	3,570,000円	
	観覧席及び音響	6,160,000円	
	照明設備費		
	広報宣伝費	1,064,000円	
	計	10,794,000円	(H16年度決算)

2 業務委託料の削減について

業務委託料につきましては、各イベントのうち専門性の高く運営等を含んでいる北條5代祭りや薪能については随意契約で行っている（積算根拠を確認）が、他のイベントは市内の業者（3～4社）に競争入札により経費節減を図っている。

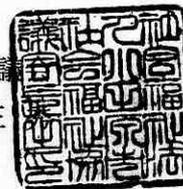
また、本年度（H17年）の業務委託費（56,620千円）はH16年度予算より9.2%削減（市補助金カットにより）されておりますので、これ以上の削減は非常に厳しい。

平成 17 年 9 月 29 日



小田原市補助金検討委員会  
委員長 吉田民雄 様

社会福祉法人  
小田原市社会福祉協議会  
会長 富川正



「補助金等の見直しに関する答申」に対する意見書の提出について

このことについて、別紙のとおり標記答申に対する意見書を提出いたします。

「小田原市補助金等の見直しに関する答申」に対する意見

**No.35-① 社会福祉協議会【運営費】**

算定方法等：『人事院勧告を適用』に対して

市職員は、人事院勧告に準じているものであるが、法人職員の給与額は、市内の外郭団体に  
対し、小田原市から給料表が示され、それに準じ本会規程に定めることとしている。

**No.35-③ 社会福祉協議会【地域福祉権利擁護事業費】**

方向性：『廃止』に対して

(事業創設の背景)

権利擁護への取り組みは、国レベルの法制度化に先行し、一部の地方自治体や社会福祉協議  
会では自らの判断により、財産保全・管理サービスや権利擁護相談事業など、独自の取り組み  
を行なってきた経緯がある。

法的には、平成12年6月社会福祉事業法が改正されて社会福祉法となり、同法に新たに福  
祉サービス利用援助事業として、地域福祉権利擁護事業が位置づけられ、早急に全国でこれら  
の事業を利用できるようにする必要性から県社協が実施主体として体制整備が図られてきたも  
のである。また、神奈川県においては、すべての市区町村社協が実施機関として位置づけられ  
ている。

(市補助金の背景)

本市では、平成12年度の事業開始に向け、平成11年8月に県社協の主催により、行政と  
社協を対象とした合同説明会が開催され、その席上、神奈川県福祉部長から国庫事業である地  
域福祉権利擁護事業の運営費は、県社協の委託料(国1/2、県1/2)のほか必要経費につ  
いて、地域福祉の推進という観点から、行政から支援すべきであるとの口頭説明があった。

これを受け、本市においては当時、市障害福祉課と綿密な調整を行った結果、行政サービス  
の補完的役割を担う市社協への補助金事業として位置づけられ実施に至ったものである。

(事業の必要性)

近年における本格的な少子・高齢化の進展、家族機能の変化、また障害者ができる限り地域  
社会において自立して生活できるようにすべきであるという理念の定着など、社会福祉を取り  
巻く状況は大きく変化してきている。

一方で、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力等が十分でないために、日  
常生活の様々な場面で支援を必要としている人々が増加している状況であるとともに、介護保  
険制度の導入後における、新しい福祉の仕組みでは「利用者が自らサービスを選択し、契約に  
よるサービス提供」が基本となっている。

このことから、判断能力が不十分な利用者の立場に立ち、福祉サービスの利用援助等を行う  
この地域福祉権利擁護事業は、今後益々需要が増加していくことが予想されるものである。

また、平成14年、15年の2回にわたり、厚生労働省の通知改正が行なわれ、利用対象者  
の範囲や、援助内容の拡大等が図られたことから、本市社協においても平成17年8月に規程

及び要綱を改正し、事業拡充のための整備をしたところである。

以上のことから、この地域福祉権利擁護事業は、本来的には行政制度として実施すべきものを、社協が担っているものであり市補助事業として継続されることが適当であると考え。

市社協では、会費収入等自主財源が減少している中、市補助金が継続されない限り、需要の増加が見込まれるこの事業を運営していくことは困難であり、市福祉施策の一環として位置づけ、成年後見制度と連携を図りつつ、両制度が相まって機能を果たしていく仕組みづくりが必要であると考え。



社団法人小田原医師会



平成 17 年 9 月 30 日

小田原市補助金等検討委員会  
委員長 吉 田 民 雄 様

社団法人小田原医師会  
会長 伊 藤



補助金等の見直し結果に対する意見書の提出について

このことについては、平成 17 年 9 月 22 日付けで要請がありましたので、別添のと  
おり提出いたします。

## 補助金カット答申への意見書（小田原医師会理事会）

このたびの答申は、医師会の諸事業の殆どを真っ向から否定するものであると言わざるを得ない。

我々医師会は、長い歴史の中で行政や議会と協同して、市民の最大ニーズである地域住民の健康と命を守るために努力してきた。神奈川県下の各地域と比較しても、常に先進的に救急医療・看護師養成等に積極的に取り組み、その結果、県下西端の地方地域としては、他に誇りうる地域医療体制を維持・発展させてきたという自負がある。

高齢化・核家族化する社会構造の中で、医療・介護・少子化などに関してよりきめ細かい対応が市民の大きな声となり、結果として、市行政の市民に対する医療・介護・福祉事業への責任はますます増大している。

医師会は、今回の補助金対象事業だけでなく、乳幼児健診、予防接種、保育園・幼稚園から小中高等学校の校医、成人病対策及びガン早期発見検診・産業医・介護保険・市民健康相談・市民健康維持支援等などの、国や市からの多くの要請事業にも積極的に協力している所である。

そして、医師会全体として、かような様々な事業と市からの要請業務に対処するべく、事務的経費についても有機的に効率的に運用してきている。

これ等の医師会事業運営に関し、我々医師会役員・理事は、自己の診療を犠牲にしてまでも、全員無給で交渉・議事運営・各事業に参画し、補助金による事業費は、建物の維持修繕管理と、実際に出動・出勤する各個人・看護師・事務職の報酬のために使われているのであり、当然ながら私利私欲の意識も実際も全く存在しない。そのインセンティブは、すべての市民のため、公益のため、地域医療を守るための使命感ゆえなのである。

これ等を否定するかのような今回の答申は、医療の実情を知るべき委員が一名も存在しないという不思議な委員会において、個々の事業を切り離して、しかも公共性を忘れて判断したと考えざるを得ない。市の「ビジョンおだわら21」の基本理念を考慮した上での答申なのかを問いたい。

我々は、本来、市が行うべき事業を代宜しているという認識がある。その中での今回の答申案をみると、現状のような「補助金」形式でなく「委託」事業等とする検討も重要と考える。検討委員会は、この点などへの考察はいかがされたのか知りたく思うものである。

補助金等見直し結果に対する意見書（小田原医師会）

No	補助金等名称	H17 予算額 (単位:千円)	方向性	意見
63-①	医療費助成協力費補助金	810	廃止	<p>医療費助成事業とは、小田原市が政策的に独自に実施している事業で、平成16年度決算ベースでは小児医療助成（対象者7,512人、助成額215,170千円）、高齢者医療助成（対象者1,116人、66,089千円）、重度障害者医療助成（対象者3,286人、405,489千円）、ひとり親家庭等医療助成（対象者3,825人、100,508千円）となっている。</p> <p>本来、受益者（市民）に対して市が直接補助すべきものであるが、市の事務が膨大になること、市民の負担を軽減すること等から市が作成した請求書により、各医療機関が事務を行う等医療費助成事業に対し協力をを行っている。</p> <p>また、当医師会では、市の保健課に提出するよりも、はるかに多いレセプトを毎月初旬に医師会事務局で受け付けており、提出書類のチェックを行った後、国保連合会等への書類の提出を行っている。その協力に対し補助金を受けているものであるが、これ等は市の事務の一部を担っているものである。</p> <p>どのような経緯で「補助金」としたのか不明であるが、「補助金」よりも、むしろ「事務手数料」か「委託料」の方が望ましいと思料するものであり、廃止よりも、市の支出科目の見直しを要望すると共に、事務量に見合った増額を要望するものである。</p>
211-①	国民健康保険事業協力補助金	972	廃止	

86	広域二次病院群輪番制運営費補助金	86,800	継続	この事業は、県西地域（2市8町）内の複数の病院が、連帯して輪番方式により休日や夜間の救急患者（入院や手術が必要な患者を対象）に対応するもので、補充輪番は市外の病院が当番の場合に、市内の病院を1院増やし、常に市内で2病院（内科1院、外科1院）が診療している体制を維持する小田原市独自の取組である。
87	広域二次病院群補充輪番運営費補助金	17,000	廃止	この制度の設置経緯は、昭和54年に小田原市長が小田原市地域医療審議会に「夜間診療の在り方」について諮問し、その答申を受けて昭和55年4月から、小田原市の単独事業として小田原医師会と「夜間救急医療業務運営契約書」を締結し、開始したものである。
88	広域二次救急医療対策調整費補助金	450	廃止	その後、昭和57年4月から現在の広域二次救急医療体制に拡大（広域二次救急医療に関する協定書）すると共に、平成4年度から小田原市独自の広域二次病院群補充輪番制を開始したものである。
90①	休日・夜間急患診療所運営費補助金	118,040	削減	この制度の設置経緯からも判るように、小田原市が市民の休日夜間の救急体制を整えるために事業を起こしたもので、本来小田原市が行う事業であり、支出科目が「補助金」でなく、「委託料」あるいは「負担金」計上が見ましい。 その意味からも、当医師会として87及び88の補助金の廃止は受け入れがたいこととあり、また、内科系、外科系病院の業務内容が異質であるとの認識が無く、加えて、市民の夜間・深夜の救急医療と命を守る事業は、正に公益性の最たるものであり、市民の大きなニーズに反する提言のような見直しは容認できない。

<p>和51年1月に小田原市地域医療審議会に対し、「休日急患診療所の在り方」について諮問し、その答申を受けて、同年11月に「休日急患診療所業務運営契約書」を医師会と締結し、小田原市役所分庁舎跡の城内1番地（現看護学校プレハブ校舎）に、内科、小児科の休日急患診療所を開設したのが始まりである。</p>		
<p>その後、保健センターの建設に伴い、耳鼻咽喉科、眼科、歯科等の診療科目の増加と土・日・祝日・準夜間診療を試行実施して、365日を通じて市民の救急要請に応じている。</p>		
<p>協定については、昭和52年の「休日急患診療所業務運営契約書」に始まり、昭和63年の「休日急患診療所の管理、運営に関する協定書」まで、医師会だけでなく、歯科医師会、薬剤師会とも同様の協定書を締結している。</p>		
<p>これ等の諸協定を精査すると、設置者は小田原市、管理・運営は三師会であり、診療事故に対する保障も小田原市となっている。また、その金額の算定根拠は、甲乙協議し決定することになっているが、人件費相当額とすることの合意がなされている。</p>		
<p>さらに、医師等の賃金については、業務の殆どが一般社会人の休息の時間帯の労働であり、特に、医師は、自院診療に引き続いての過重労働である事を考慮して決められている。</p>		
<p>前述の様に、この事業に対する市の支出科目は、本来は「補助金」でなく、「委託料」又は「負担金」計上が市の予算科目として相応しく、見直しについて最近担当課に検討を依頼していたところである。</p>		

91	地域医療連携推進事業費補助金	6,500	廃止	<p>今回の提言は、市と三師会が長年培ってきた、地域医療の充実に対する努力を踏みにじるもので、到底容認できない。</p> <p>国の法律に基づき県は、昭和63年に県地域保健計画を策定すると共に、県西部地区に地域リハ検討委員会地域部会を設置して、その具体策について検討を進めていた。</p> <p>一方、県計画を受けて市でも、平成4年に地域保健医療計画を策定し、その実現に向け準備を進めていた。</p> <p>平成5年神奈川県は、平成7年度までのモデル事業を募集して、その推進を図ることになり、県補助金及び市の委託料を財源として、県及び市職員、医師会関係者、市民等で構成する「地域医療連携事業運営協議会」を設立すると共に、保健センター内に地域リハ医療調整室を設置し、種々協議を進め平成7年度に当該事業の報告を完了した。この協議会は現在も活動しており、地域医療連携室事業の推進に寄与している。</p> <p>国や県の方針が、これからの地域医療は各医療機関、地域住民の連携がますます重要であることから、同年地域医療連携室を開設し、併せて地域医療連携運営協議会を設置し、同年から市補助金を基に、地域医療連携の推進に向け行政との関わりを強化してきた。</p> <p>その根拠となるものは、市の後期「ビジョン21おだわら」における「地域医療の充実」の基本方針において、</p> <p>① かかりつけ医を普及させ、日常的な健康管理を進めるとともに、医療機関の役割分担と連携を進め、市民が身近な地域で安</p>
----	----------------	-------	----	---

				<p>心して医療を受けられるよう、地域医療連携体制を充実させます。</p> <p>② 休日や夜間における救急医療に速やかに対応するため、休日・夜間急患診療所や広域二次病院群などの救急医療体制を充実させます。</p> <p>③ 保健、医療、福祉ニーズの多様化、高度化に対応するため、地域医療サービスを担う質の高い看護職員などの育成と確保に努めます。と計画されている。</p> <p>現在、連携室では、市民からの医療機関の問合せや医療相談、さらには在宅医療に関する質問等に3人（うち2人は非常勤）という最小の職員体制で市民ニーズに対応している。市補助金は、主にこの職員に対する給与に充てており、これが廃止ということには、連携室の必要性を否定し、もって厚生労働省の提唱する地域医療連携の推進に逆行することにもなり、行政の地域医療に対する姿勢が問われることにもなりかねないことから、補助金の廃止は到底容認できない。</p>
92	小田原医師会衛生会館運営費補助金	2, 430	廃止	<p>当医師会館は、昭和46年に神奈川県及び県西地域1市10町等の補助金を得て建設され、同時に医学研修の場として、市民に対する医療の充実及び保健知識の普及・向上を促進するための活動拠点として、更に市民に対する公共福祉の向上と公益性の観点から運営費の一部の補助を受けている。</p> <p>使用料収入の大半を占めていた青色申告会の移転に伴い、会館使用料の大幅な減により、苦しい会館運営を強いられ、市の補助金の</p>

94	小田原高等看護専門学校運営費補助金	29,200	廃止	<p>廃止は老朽化が進んでいる建物の維持修繕等の課題解決に欠かせない財源であり、従前どおりの補助を要望するものである。</p>
95	小田原看護専門学校運営費補助金	18,700	廃止	<p>介護保険法の制定を踏まえ、平成4年に制定された「看護師等の人材確保の促進に関する法律」で、国は、看護師等を養成するために必要な財政上および金融上の措置を講ずる責務があり、地方公共団体は、看護師等の確保を促進するために必要な措置を講ずるよう定められている。</p> <p>これは、看護師等の養成を促進するための措置に関する基本方針を定めるとともに、看護が提供される場所に、高度な専門知識と技能を有する看護師等を確保し、国民の保健医療の向上に資するため制定されたものである。</p> <p>一方、「私立学校振興助成法」において、国又は地方公共団体は、学校法人に対し、</p> <p>① 国は学校における教育または研究にかかる経常的経費の2分の1以内を補助することができる。</p> <p>② 国または地方公共団体は学校法人が学校の学生又は生徒を対象として行う学資の貸与の事業に対し資金の貸付その他必要な援助をすることができる。</p> <p>③ 都道府県がその区域内にある学校法人に対し、教育にかかると経常的経費について補助する場合は、国は、都道府県に対しその一部を補助することができる。また、都道府県は、都道府県は通常の条件よりも有利な条件で貸付金をし、その他の財産を譲渡し、または貸し付けることができるとされている。</p>

				<p>これは、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する生徒、学生にかかる修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化を高め、私立学校の健全な発展に資することを目的に制定されたものである。</p> <p>当校の卒業生は、約 8 割が当地域の医療・福祉関連施設に就業している。24 時間、365 日救急医療の担い手として、日夜奮闘している大部分の看護師が本校の卒業生であり、この地域の医療、介護、福祉に貢献している。</p> <p>医師会は、地域医療に貢献する使命を負った組織であり、この事業は、断じて利益追求を目的としたものでない。</p> <p>補助金の廃止は、2 校の廃校を意味するものであり、市内の私立看護学校、大学での対応では地域医療の崩壊をもたらすことは必ずである。</p> <p>今回の補助金の見直しの結果は、これ等法律の趣旨や地域医療を考慮し、決定したとは思われず、容認することはできない。</p>
--	--	--	--	--